

改正後

7 審査にあたっての基準

(1) (略)

(2) 事業の用に供する施設の基準 法14⑤I(法14の2②で準用する場合を含む)、規10I
法14の4⑤I(法14の5②で準用する場合を含む)、規10の13I

法第十四条(産業廃棄物処理業)

(略)

5 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

(略)

①～③ (略)

(3) 申請者の能力に係る基準 法14⑤I(法14の2②で準用する場合を含む)、規10II
法14の4⑤I(法14の5②で準用する場合を含む)、規10の13II

法第十四条(産業廃棄物処理業)

(略)

5 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

(略)

①～② (略)

(4) 欠格要件 法14⑤II(法14の2②で準用する場合を含む)
法14の4⑤II(法14の5②で準用する場合を含む)

法第十四条(産業廃棄物処理業)

5 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(略)

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第七条第五項第四号イから下までのいずれかに該当する者

ロ～ハ (略)

(略)

①～③ (略)

8 (略)

<注> (略)

附則(令和元11月29日改正)

改正後の基準は、令和元年12月14日から適用するものとする。

別紙1-1～別紙10 (略)

現行

7 審査にあたっての基準

(1) (略)

(2) 事業の用に供する施設の基準 法14⑤I(法14の2②で準用する場合を含む)、規10I
法14の4⑤I(法14の5②で準用する場合を含む)、規10の13I

法第十四条(産業廃棄物処理業)

(略)

5 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

(略)

①～③ (略)

(3) 申請者の能力に係る基準 法14⑤I(法14の2②で準用する場合を含む)、規10II
法14の4⑤I(法14の5②で準用する場合を含む)、規10の13II

法第十四条(産業廃棄物処理業)

(略)

5 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

(略)

①～② (略)

(4) 欠格要件 法14⑤II(法14の2②で準用する場合を含む)
法14の4⑤II(法14の5②で準用する場合を含む)

法第十四条(産業廃棄物処理業)

5 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(略)

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第七条第五項第四号イから下までのいずれかに該当する者

ロ～ハ (略)

(略)

①～③ (略)

8 (略)

<注> (略)

別紙1-1～別紙10 (略)